雇児発 0529 第 13 号 社援発 0529 第 4 号 老発 0529 第 1 号 平成 26 年 5 月 29 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老 健 局 長

(公印省略)

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立の認可等については、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「平成12年通知」という。)により定められておりますが、今般、別添のとおり改正し、平成26年4月1日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、下記に示した本通知の 改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当た っていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及 び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいた します。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項 及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市(特別区を含む。)が法定受託事務を 処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

第1. 改正の趣旨

社会福祉法人(以下「法人」という。)は、社会福祉事業という公益性の高い事業を主たる事業とする非営利法人であり、所轄庁の指導監督等の公的規制を受ける一方で、税制優遇等の公的助成を受けている。このような法人の性格に鑑みれば、国民に対して経営状態を積極的に公表し、透明性を確保することは、法人の責務と考えられる。

また、法人の経営情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスを選択する上で重要な判断要素となる。

このため、法人の経営情報の公表及び所轄庁への提出手続の取扱いを定める ため、平成12年通知を改正するものである。

第2. 主な改正内容等

- 1. 現況報告書の様式改正について
- (1) 現況報告書について、平成12年通知において、様式例であったものを統一的な報告様式として位置づけ直す。当該現況報告書については、エクセル形式による電子ファイルで、所轄庁への電子メールによる送信又は電子記録媒体の郵送等の方法により、提出を求めることとする。なお、当該現況報告書には、個人情報等が含まれているため、個人情報等の漏洩がないよう、法人において、パスワードを設定するなどの安全管理を行うことを求めること。
- (2) 現況報告書の添付書類である貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書をいう。なお、社会福祉法人会計基準以外の会計基準を適用する法人については、社会福祉法人新会計基準(以下「新会計基準」という。)を適用するまでの間はこれに相当する書類とする。)についても、所轄庁へエクセル形式による電子ファイルで提出を求めることとする。ただし、平成26年度提出分(平成25年度決算)に限り、以下のとおり取り扱うものとすること。
 - ① 新会計基準を適用する法人であって、エクセル形式による電子ファイルでの提出が可能な会計システムを使用する法人については、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書(第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式)をエクセル形式による電子フ

ァイルで提出すること。

- ② 新会計基準を適用する法人であって、PDF形式による電子ファイル又は書面での提出のみが可能な会計システムを使用する法人については、1年の経過措置を設け、平成26年度提出分(平成25年度決算)に限り、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書(第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式)をPDF形式による電子ファイル又は書面での提出を可能とすること。
- ③ 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、1年の経過措置を設け、平成26年度提出分(平成25年度決算)に限り、各法人が適用する会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書をPDF形式による電子ファイル又は書面での提出を可能とすること。

なお、平成27年度提出分(平成26年度決算)以降については、経 過措置は終了し、全ての法人からエクセル形式による電子ファイルで の提出を求めることとする。

2. 現況報告書等の公表及び公表上の取扱いについて

- (1) 法人は、現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書 (以下「現況報告書等」という。)について、インターネットを活用し、 公表しなければならないこと。
- (2) 現況報告書の公表については、別途所轄庁へ配布する別記第3様式を 使用して、エクセル形式又はPDF形式による電子ファイルで行うこと (公表に当たっては(6)に留意すること。)。
- (3) 添付書類である貸借対照表及び収支計算書の公表については、
 - ① 1. の(2)の①に該当する法人については、エクセル形式又は PDF形式による電子ファイル(公表に当たっては(6)に留意す ること。)
 - ② 1.の(2)の②又は③に該当する社会福祉法人については、P DF形式による電子ファイル で行うこと。
- (4) 添付書類である貸借対照表及び収支計算書のうち、公表する様式については、
 - ① 新会計基準を適用する法人については、第1号の1様式及び第1号の2様式、第2号の1様式及び第2号の2様式、第3号の1様式及び第3号の2様式

② 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、①に相当する書類

とすること。

- (5) 所轄庁は、所管する法人のうち、ホームページが存在しないことにより公表が困難な法人等が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて当該法人の現況報告書等を公表すること。
- (6) (2) 又は(3) ①によりエクセル形式による電子ファイルで公表する場合には、シート保護機能を設定するなど、公表データの改ざん防止策を講ずること。
- (7) 現況報告書の記載事項には、代表者の年齢及び住所といった個人情報のほか、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設所在地が含まれているため、公表に当たっては、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなど、十分な配慮が必要であること。
 - 特に、(5)により所轄庁が現況報告書の公表を実施する場合、当該 事項に係る公表の可否について、現況報告書を提出した法人と事前に十 分な協議を行い、現況報告書から、公表により個人又は利用者の安全に 支障を来す恐れのある事項を除くなどの対応を行った上で公表するこ と。

第3. 施行日

平成26年4月1日

第4. その他

厚生労働省においては、社会福祉法人制度の見直しの検討に当たり、法人運営の実態を把握するため、当分の間、法人が所轄庁に対して提出した現況報告書等について収集・分析を行うこととしている。今後、各所轄庁に対し、法人の現況報告書等の電子ファイル等を厚生労働省に提出することを依頼する予定なので、御了知願いたい。なお、具体的な提出手続については、追って通知する予定である。

障 第 8 9 0 号

社援第2618号

新

障 第 8 9 0 号 社援第2618号 老 発 第 7 9 4 号 児発第908号 平成 12 年 12 月 1 日

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

厚生省社会・援護局長

厚生省老人保健福祉局長

厚生省児童家庭局長

社会福祉法人の認可について(通知)

社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」(昭和 においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事 件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、

- ① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和
- ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し
- ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進

等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の設|等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の設 立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、 適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及 び第3項の規定に基づく都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)が法定受託事務を処 理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

厚生省社会・援護局長

厚生省老人保健福祉局長

厚生省児童家庭局長

社会福祉法人の認可について(通知)

IΒ

社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」(昭和 39 年 1 月 10 日社発第 15 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。)| 39 年 1 月 10 日社発第 15 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。) においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事 業法等の一部を改正する等の法律」(平成 12 年法律第 111 号)の公布・施行による社会福祉|業法等の一部を改正する等の法律」(平成 12 年法律第 111 号)の公布・施行による社会福祉 基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要|基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要 件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、

- ① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和
- ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し
- ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進

立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、 適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、別紙第1第5(5)を除いて地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市(特別区を含む。以下同 じ。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併 せて通知いたします。

IΒ

新

別紙 1 社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業 (略)

第2 法人の資産 (略)

第3 法人の組織運営

- 1 役員 (略)
- 2 理事 (略)
- 3 監事 (略)
- 4 評議員会 (略)
- 5 法人の組織運営に関する情報開示等

(1) (略)

(2) 法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは、 平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727号厚生労 働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法 人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「新会計基 準」という。)第1章2に定める資金収支計算書及び事業活動計算書が、これに 該当するものであること。

また、経過的に平成 26 年度まで適用することが可能な、平成 12 年 2 月 17 日社 援第 310 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局 長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社 会福祉法人会計基準」(以下「旧会計基準」という。)を適用する法人にあって は、旧会計基準第 6 条に定める資金収支計算書及び事業活動収支計算書(同通知 の4 (1) ②及び③の法人が旧会計基準によらずに会計処理を行う場合並びに同 ④及び⑤により旧会計基準が適用されない施設について会計処理を行う場合は、 これに相当する書類)が、これに該当するものであること。さらに、資金収支計 算書に附属する資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に附属する事業活動収支 内訳表についても、併せて開示することが望ましいこと。

なお、<u>現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書</u>については、インターネットを活用<u>し、</u>公表<u>しなければならない</u>こと。また、<u>その他の</u>情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

6 その他 (略)

別紙 1 社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業 (略)

第2 法人の資産 (略)

第3 法人の組織運営

- 1 役員 (略)
- 2 理事 (略)
- 3 監事 (略)
- 4 評議員会 (略)
- 5 法人の組織運営に関する情報開示等

(1) (略)

(2) 法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは、 平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727号厚生労 働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法 人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「新会計基 準」という。)第1章2に定める資金収支計算書及び事業活動計算書が、これに 該当するものであること。

また、経過的に平成26年度まで適用することが可能な、平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「旧会計基準」という。)を適用する法人にあっては、旧会計基準第6条に定める資金収支計算書及び事業活動収支計算書(同通知の4(1)②及び③の法人が旧会計基準によらずに会計処理を行う場合並びに同④及び⑤により旧会計基準が適用されない施設について会計処理を行う場合は、これに相当する書類)が、これに該当するものであること。さらに、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に附属する事業活動収支内訳表についても、併せて開示することが望ましいこと。

なお、<u>法人の業務及び財務等に関する情報</u>については、<u>法人の広報や</u>インターネットを活用<u>することなどにより自主的に</u>公表<u>することが適当である</u>こと。また、 法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

6 その他 (略)

IΒ

新

第4 法人の認可申請等の手続 (略)

第5 その他

(1)~(4) (略)

(5) 法第59条の規定による現況報告書については、<u>別記第3に定める様式に従って、エクセル形式による電子ファイルで、</u>所定の期間内に提出するよう指導すること。なお、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人に係る現況報告書を<u>提出</u>するに当たっては、厚生労働大臣が所轄庁である法人については、雇用均等・児童家庭局所管、社会・援護局所管、同局障害保健福祉部所管、老健局所管に区分の上、各所管局あてに、各地方厚生局長が所轄庁である法人については同地方厚生局あてに、法人から提出された現況報告書に係るエクセル形式による電子ファイルを提出するものとし、<u>当該電子ファイル</u>については、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。

また、外部監査の結果報告書又は福祉サービス第三者評価サービス事業の受審結果が<u>エクセル形式・PDF形式等による電子ファイルで</u>提出されたときは、当該報告書等についても同様に取り扱うこととされたいこと。<u>ただし、書面により提出されたときは、各所管部局あてに各2通のうち、1通のみを提出するものとし、1通に</u>していては、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。

- (6) 現況報告書の添付書類である貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書、事業活動計算書又は事業活動収支計算書をいう。なお、社会福祉法人会計基準以外の会計基準を適用する法人については、新会計基準を適用するまでの間はこれに相当する書類とする。)についても、エクセル形式による電子ファイルで提出するよう指導することとする。なお、平成26年度提出分(平成25年度決算)については、次の①から③までのとおり取り扱うこととする。
 - ① 新会計基準を適用する法人であって、エクセル形式による電子ファイルでの提出が可能な会計システムを使用する法人については、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書(第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式)をエクセル形式による電子ファイルで提出すること。
 - ② 新会計基準を適用する法人であって、PDF形式による電子ファイル又は書面での提出のみが可能な会計システムを使用する法人については、新会計基準に基づき作成した貸借対照表及び収支計算書(第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式)をPDF形式による電子ファイル又は書面での提出することを可能とすること。
 - ③ 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、各法人が適用する会計基

第4 法人の認可申請等の手続 (略)

第5 その他

(1)~(4) (略)

(5) 法第59条の規定による現況報告書については、所定の期間内に提出するよう指導すること。なお、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人に係る現況報告書を送付するに当たっては、厚生労働大臣が所轄庁である法人については、雇用均等・児童家庭局所管、社会・援護局所管、同局障害保健福祉部所管、老健局所管に区分の上、各所管局あてに、各地方厚生局長が所轄庁である法人については同地方厚生局あてに、法人から提出された現況報告書及び添付書類各2通のうち1通のみを送付するものとし、現況報告書及び添付書類1通については、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。

また、外部監査の結果報告書又は福祉サービス第三者評価サービス事業の受審結果が提出されたときは、当該報告書等についても同様に取り扱うこととされたいこと。

(新設)

新	IB
	1 14
は書面での提出を可能とすること。	
なお、平成 27 年度提出分(平成 26 年度決算)以降については、全ての社会福	
社法人に対して、エクセル形式による電子ファイルでの提出を求めることとする。	
(7) 添付書類である貸借対照表及び収支計算書の公表については、	(新設)
① (6)の①に該当する法人については、エクセル形式又はPDF形式による電子	(42) 627
ファイル	
② <u>(6)の②又は③に該当する法人については、PDF形式による電子ファイル</u>	
で行うこと。	
(8) 添付書類である貸借対照表及び収支計算書のうち、公表する様式については、	(新設)
① 新会計基準を適用する法人については、第1号の1様式及び第1号の2様式、第	
2号の1様式及び第2号の2様式、第3号の1様式及び第3号の2様式	
② 新会計基準以外の会計基準を適用する法人については、①に相当する書類	
	(新設)
<u> 況報告書等」という。)をエクセル形式による電子ファイルで公表する場合には、シー</u>	
ト保護機能を設定するなど、公表データの改ざん防止策を講ずること。	
(10) 所管する社会福祉法人が第3の5(2)に従い、現況報告書等をインターネットを	(新設)
活用して公表しない場合は、当該法人に対して公表を行うよう指導すること。なお、ホ	
<u>ームページが存在しないことにより公表が困難な法人等が存在する場合には、所轄庁の</u>	
ホームページにおいて現況報告書等を公表すること。所轄庁が公表する場合には、当該	
法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。また、所轄庁がエクセル形式	
による電子ファイルで公表を行う場合は、(9)と同様に、改ざん防止策を講ずること。	
(11) 現況報告書の記載事項には、代表者の年齢及び住所といった個人情報のほか、母子	(新設)
生活支援施設や婦人保護施設等の施設所在地が含まれているため、公表に当たっては	
、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなど、十分な配慮が必要	
<u>であること。</u>	
特に、(10)により所轄庁が現況報告書の公表を実施する場合、当該事項に係る公	
<u>表の可否について、現況報告書を提出した法人と事前に十分な協議を行い、現況報告</u>	
<u>書から、公表により個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなどの</u>	
<u>対応を行った上で公表すること。</u>	
<u>(12) (5)及び(6)</u> の現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求	<u>(6)</u> <u>前号</u> の現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求があった場合
があった場合は、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人を含め、各都	は、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人を含め、各都道府県市の情
道府県市の情報公開条例に定める手続により公開すること。	報公開条例に定める手続により、公開すること <u>が望ましいこと</u> 。
(13) 全国における社会福祉法人の設立等の状況を把握するため、毎年 5 月 20 日までに、	(7) 全国における社会福祉法人の設立等の状況を把握するため、毎年 5 月 20 日までに、
都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が所管する法人(都道府県知事が	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が所管する法人(都道府県知事が

新

行う報告にあっては、管内に主たる事務所がある厚生労働大臣又は地方厚生局長が 所管する法人及び管内市長(指定都市及び中核市の長を除く。)が所管する法人を 含む。)について、総数及び次の区分による法人数(毎年3月31日現在)を社会・ 援護局あて報告されたいこと。

- ア 法人の数 (イ、ウ及びエに掲げるものを除く。)
- イ 法人である社会福祉協議会の数(都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会の内数を含む。)
- ウ 社会福祉事業団の数
- エ 共同募金会の数
- (14) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第 1の様式例によるよう指導すること。
- (15) 所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長である法人の設立認可等に対する都道府 県知事の副申書は、別記第2の様式例により作成すること。
- (16) 社会福祉法人が所轄庁へ提出する現況報告書は、別記第3の様式により作成する こと。

IF

行う報告にあっては、管内に主たる事務所がある厚生労働大臣又は地方厚生局長が 所管する法人及び管内市長(指定都市及び中核市の長を除く。)が所管する法人を 含む。)について、総数及び次の区分による法人数(毎年3月31日現在)を社会・ 援護局あて報告されたいこと。

- ア 法人の数 (イ、ウ及びエに掲げるものを除く。)
- イ 法人である社会福祉協議会の数(都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会の内数を含む。)
- ウ 社会福祉事業団の数
- エ 共同募金会の数
- (8) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第 1 の様式例によるよう指導すること。
- (9) 所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長である法人の設立認可等に対する都道府 県知事の副申書は、別記第2の様式例により作成すること。

(新設)

新								旧						
记第 1 社会福祉法人関係申請様式例	別訂	己第 1	社会福祉	业法人队	[係申詞	青様ェ	け例							
式第 1 ~ 4 (略)	村	様式第 1	~ 4	(略)										
(削除)	村	様式第 5	(1面))	t会福祉	业法ノ	人現況	记報告	書					
	様豆	大第 5		上会福祉		犯報	(1 段告 書	面(平)) 戎 年	三4月	1日	現在)		
	報		事務所	の所在は T	也									
	告	名。	称							((電話))		
	者	代录		氏		名 印	就任年月		齡	住		所	Г	職業
	設立	立認可位	年月日		種類及	エナドノ	∀ ##-		在 :			┃ 氡始年		定員
	事	社会福	祉事業	\rightarrow	1里 头貝 2)	2014		PI	1±.	ME =	* * 17	# XD +1-	.,, ц	
				事	業	σ	>	概	要	1	事業	開力	始 年	月日
	業	公益												
			事業											
		を数	2 他 事		()	臣4	事		() -				
						T		親	· 役員(<u>´</u> の資材	各等	(該当)	(20)	
	事・監	役職	氏	名	現就任年月日	年齢		親族等特殊関係者の有無	学識経験者	地域福祉関係	716V km . 1 1mm	施設長	その他	理事会への出席回数
	事							無						
		定数	(()		<u> </u>	<u> </u>	======================================	~	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		 (該当ì		
								族等						評議
	譲	役 職	氏	名	現就任年月日	静	職業	親族等特殊関係者の有無	学識経験者	地域福祉関係	地域代表	設長	その他	評議員会への出席回数

新						旧					
	様宝	忧第 5	(2面)		(o ==\					
		Τ.,		Ι.		2 面)		Ι			
	施	施	設 名	氏	名 就作	壬年月日	日年断	: 法令 有無	等に定	どめる質	資格の
	設										
	長										
		開作	催年月日	出席者数		ž	<u> </u>	義 -	事 巧	頁	
	理										
	会										
	言 <u>平</u>										
	議員										
	会										
	不			1			担	 、保		状	·////////////////////////////////////
	動 産				面積	評					基本財産
	() () () ()		所 在	地		価	提供 年月	借入 額	借入 先	償還 期限	については所轄庁
	所有					額 (千円)	日日	(千円)		为形	の承認の
	状 沢		 	+ 文		(111)					71 777
			基本原								
	平成	土	運用り								
	年	地	公益事業								
	3 月		収益事業								
	31 日		基本								
	· 現 · 在	建	運用り	財 産							
		物	公益事業	*財産							
			収益事業	美財産							

	新			ІВ	
<u>様式第 5</u>			様式第5 (3面)		
様式第 5	平成〇年度の主な事業報告	平成〇年〇月〇日社会福祉法人〇〇会	社会福祉事業	(3面) 平成〇年度の主な事業報告	平成〇年〇月〇日社会福祉法人〇〇会
公益事業			公益事業		
収益事業			収益事業		

新	IB
<u>様式第6</u>	<u>様式第5 (4面)</u>
 様式第6	
	(4面)
財 産 目 録 平成〇年〇月〇日現在	財 産 目 録 平成〇年〇月〇日現在
資産・負債の内訳 金額	資産・負債の内訳 金額 I資産の部
 I 資産の部 1、流動資産 現金預金 現金手許有高	1、流動資産 現金預金 現金 現金手許有高 現金
流動資産合計	2、固定資産
2、固定資産 (1)基本財産 建物 所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇 土地 所在地番〇〇 地目〇〇 定期預金 〇〇銀行 〇〇支店 基本財産合計 (2)その他の固定資産	(1)基本財産 建物 所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇 土地 所在地番〇〇 地目〇〇 定期預金 〇〇銀行 〇〇支店 基本財産合計 (2)その他の固定資産 車輌運搬具 車輌No.*** 〇〇特定預金 〇〇銀行 〇〇支店
車輌運搬具 車輌No.*** ○○特定預金 ○○銀行 ○○支店	その他の固定資産合計 固定資産合計 資産合計
固定資産合計 資産合計	II 負債の部 1、流動負債 短期運営資金借入金 〇〇銀行 〇〇支店
Ⅱ 負債の部 1、流動負債	未払金 〇月分光熱水費 預り金 〇月分源泉所得税
短期運営資金借入金 〇〇銀行 〇〇支店 未払金 〇月分光熱水費	流動負債合計
預り金 〇月分源泉所得税	2、固定負債 設備資金借入金 福祉医療機構
	固定負債合計 負債合計
設備資金借入金 福祉医療機構	差引純資産
固定負債合計 負債合計	
差引純資産	

新				Ш	
≩)	 <u>様</u> ェ	式第5(5面-1) <u></u>			
		貸借	〔5面 対 照 平成○年○	─ 1) 表(社会福祉事業) 月〇日現在	(単位:千円
	決	資産の	部	負債の	部
			決 算 額		決 算 額
		流動資産		流動負債	
	算				
		固定資産		固定負債	
		基本財産			
				-	
	_တ	その他の固定資産		負債の部合計	
				純 資 産 の	部
				基本金	
				国庫補助金等特別積立金	
				その他の積立金	
				純資産の部合計	
	況	 資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

新				IB	
:)	<u>様:</u>	式第5(5面-2)			
		貸借	(5面 対 照 平成○年○	- 2) 景 表(公益事業) 月○日現在	(単位:千円
	決	資 産 の	部	負債の	部
			決 算 額		決 算 額
		流動資産		流動負債	
	算				
		固定資産		固定負債	
		基本財産			
		その他の固定資産		 負債の部合計	
				純 資 産 の	部
				基本金	
				国庫補助金等特別積立金	
				その他の積立金	
				次期繰越活動収支差額	
				純資産の部合計	
	況	資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

#r		
新	IΒ	
(削除)	様式第5(5面-3)	
	(5面一3)	
	貸借対照表及び収支計算書(収益事業)	
	(自) 平成〇年〇月〇日(至) 平成〇年〇月〇日	
		(単位:千円)
	快 貸 借 対 照 表 収 支 計 第	書
	借方貸方借方	貸方
	算 流動資産 流動負債 事務費支出 事業 ¹	収入
	固定資産 引当金 事業費支出 繰入金	金収入
	か 事無財産基金 繰入金支出 雑収 2	۸
	繰越金 積立金繰入 引当	金戻入
	大 当期繰越金 積立電	金戻入
	记 計 計	計

新			ΙΒ
	<u>様</u>	式第	<u>第5(6面-1)</u>
			(6面一1) 資金収支計算書(社会福祉事業) (自)平成〇年〇月〇日(至)平成〇年〇月〇日 (単位:千)
		T	資 金 収 支 計 算 書
			斯 定 科 日
		42	本 部 〇 施設 〇 施設 〇 0 施設 〇 0 事業 〇 0 事業
	決算の	常活動による収支施	私的契約利用料収入 ○○等業収制 □ 公司
	状	設整	
		備	入 施設整備等収入計(4)
	況	等に	
		による収	出 施設整備等支出計 (5)
		収支	
		財務活	世界 は
		1	
		に よ る	投資有価証券売却支出 積立預金積立支出 その他の支出 流動資産評価減等による資金減少額等
		1	
		\vdash	財務活動資金収支差額 (9) = (7) - (8) 朝資金収支差額合計 (10) = (3) + (6) + (9)
	🗀	= #3	対兵並状文左(銀口制 (1 U / − (3 / T (9 /)
		前期末	胡末支払資金残高(11)
		-	明末支払資金残高(10) + (11)
		-	

新	IB
(削除)	<u>様式第5 (6面-2)</u>
	(6面-2) 事業活動収支計算書(社会福祉事業) (自)平成〇年〇月〇日(至)平成〇年〇月〇日
	事業活動収支計算書
	助 宁 科 日
	本 部 〇〇施設 〇〇施設 〇〇海製 〇〇事業 〇〇3
	事 収 介護保険収入 利用料収入 措置費収入 运営費収入 活 私的契約利用料収入 〇〇事業収入 動 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 将収入 「借入金元金償還補助金収入 」 「当当金戻入 国庫補助金等特別積立金取崩額
	の部 入事業活動収入計(1) 支 人件費支出事務費支出。 事務費支出。 減価償却費 徵収不能額 引出金線入 事業活動収入計(1)
	出 事業活動支出計 (2)
	算
	事 収 借入金利息補助金収入 受取利息配舗 助金収入 受取利息配
	世界 では できます できます できます できます できます できます できます できます
	出 事業活動外支出計 (5)
	事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)
	経常収支差額 (7) = (3) + (6)
	特 施設整備等寄附金収入 固定資産売却益(売却収入) 国庫補助金等特別積立金取崩額 国庫補助金等特別積立金取崩額 日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	収入特別収入計(8)
	支 支 基本金組入額 固定資産売却損・処分損(売却原価) の 国庫補助金等特別積立金積立額
	出 特別支出計 (9)
	特別収支差額(10) = (8) - (9)
	当期活動収支差額(11)= (7) + (10)
	前期繰越活動収支差額(12) 繰 当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+
	動 基本金取崩額 (14) 収 基本金和別額 (15) 支 その他の積立金取崩額 (16) 差 その他の積立金取崩額 (17) 接
	が

新				IE	1				
余)	<u>様:</u>	式第	55(6面-3)						
			資金収支 (自) 平成〇年〇	(6面- 計算書 ^{月0日(至}	· 3) (公益 ⑤ 平成〇年	事業) FO月O日			(単位:干円
		T	資	金 収 支	計算	#			(単位:十四
			勘 定 科 目	決算額			I		
		経	型 収 介護保険収入		本 部	〇〇施設	〇〇施設	〇〇施設 〇〇	F某 (O() 等 3
		常	利用料収入運営費収入						
		活	私的契約利用料収入 〇〇事業収入 経常経費補助金収入						
		動	寄附金収入 雑収入 1 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入						
		15	会計単位間繰入金収入						
			入 経常収入計(1)						
		よ る	支 大件費支出 事務費支出						
			借入金利息支出 経理区分間繰入金支出						
	決	収	出 経常支出計(2)						
	算	-							
	o	施設	┃ 施設整備等寄附金収入 ┃						
	状		入 施設整備等収入計(4)						
	況	1 等	支 固定資産取得支出 元入令支出						
		による収	出 施設整備等支出計 (5)						
		収支	施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)						
		財	収 借入金収入 投資有価証券売却収入						
		務活	┃ │積立預金取崩収入 ┃						
		動							
		[投資有価証券売却支出						
		よる	その他の支出						
			出 財務支出計 (8)						
		\vdash	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)						
		当期]資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)						
		前期	R末支払資金残高(1 1)						
		-	末支払資金残高 (10) + (11)						

新	IB	
₹)	<u>様式第5(6面-4)</u>	
	(6面-4) 事業活動収支計算書(公益事業) (自)平成〇年〇月〇日(至)平成〇年〇月〇日	· # #
	事業活動収支計算書	単位:干円
	斯 忠 科 日	
	本部 〇〇施設 〇〇施設 〇〇施設 〇〇連業	00#
	事 収 介護保険収入利用料収入 運営費収入 通常 型型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型	
	国庫補助金等特別積立金取開額の	
	型 支 人件費支出 事業費支出 海流価償却費 微収不歸顧 引当金繰入	
	事業活動収支差額(3) = (1) - (2)	
	事 収 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 業 会計単位間線入金収入 経理区分間線入金収入 投資有価証券売却益(売却収入) 有価証券売却益(売却収入)	
	外 支 借入金利息支出 収	
	出 事業活動外支出計 (5)	
	部 事業活動外収支差額 (6) = (4) - (5)	
	経常収支差額(7)=(3)+(6)	
	収 施設整備等補助金収入 特 施設整備等客附金収入	
	収入特別収入計(8)	+
	支 支 基本金組入額 固定資産売却損・処分損 (売却原価) の 国庫補助金等特別積立金積立額	
	部 出 特別支出計 (9)	
	特別収支差額(10)=(8)-(9)	
	当期活動収支差額(11)= (7) + (10)	
	前期繰越活動収支差額 (12)	
	関加	
	の	

新	ΙΒ
<u>様式第7</u>	
様式第7	(7面) 監事監査報告書
監事監査報告書 平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日 社会福祉法人〇〇会
社会福祉法人〇〇会 理事長 〇〇 〇〇 殿	理事長 〇〇 〇〇 殿
以上、平成〇年度の社会福祉法人〇〇会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、・・・・と認めます。	以上、平成〇年度の社会福祉法人〇〇会の事業報告書、財産目録、貸借対照 表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、・・・・と認めます。
監事印	監事印
監事印	監事 印

新	П
(削除)	(注意)
	1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
	2 「備考」欄は、記入しないこと。
	3 「事業」の「その他」欄は、定敷未記載事項を実施している場合又は定敷記載事
	項を未実施の場合に、その現況と定歉変更申請予定等について記入すること。
	4 役員等の定数の欄の()内には、現員を記入すること。
	5 「理事会等への出席回数」欄には、前年度において理事会及び評議員会に現に出
	席した回数(代理、書面等による参加を除く。)を記入すること。
	6 不動産の所有状況の評価額の欄には、帳簿価格を記載すること。ただし、担保提
	供している不動産については、担保提供時の評価額を記入すること。
	7 様式の勘定科目に依ることが困難な事業の場合は、現に使用している科目名に変
	えて記入すること。
	8 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさ
	は、日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた報告書を
	作成すること。
	9 記名押印に代えて署名することができる。
<u>様式第8~9</u>	<u>様式第6~7</u> (略)
川記第2 社会福祉法人設立認可申請書等副申書様式例 (略)	別記第2 社会福祉法人設立認可申請書等副申書様式例 (略)

新	IΒ
別記第3 社会福祉法人現況報告書様式	(新設)
社会福祉法人現況報告書 平成 年4月1日現在	
I 基本情報 所轄庁 法人名 主たる事務 所の所在地 〒 ー 電話番号 ー ー FAX番号 ー ー ホームページアドレス ス 単月日 ボームページアドレス ス 年月日	
法人名 主たる事務 所の所在地 〒 一 一 一 FAX番号 一 一	
ホームペー メールアドレ 設立器可 設立登記 ジアドレス ス 年月日 年月日	
氏名 年齢 公表/非公表 住所 公表/非公表 代表者 就任年月日	
代表者	
事業	
事業 種類 施索名・事業所名 公共 所在地 事業開始 定員 終明 表明 表明 表明 表明 表明 表明 表明	
第 第	
R	
福第	
第	
老	
福第	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
者 第	
社種	
元 - - 	
の無無	

			新		
;	種類(番号を記載)	施設名•事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業					
* "					
2 3 4 5 6 6 7 8 8 9 9	2 必要な者に対し、入浴。 8 表 3 入浴等の支援が必のに、 3 入浴等の支援がかのに、 5 入所施支援である。 6 子育で支援での他の用する。 7 福井イアの増進にする。 9 社会福祉に関する福祉に関する。 10 社会福祉に関する。 11 事業規模除法のと言います。 2 介護規模法のと言います。 12 介護規模法のと言います。 14 社会福祉協議会等にお 14 社会福祉協議会等にお 14 社会福祉協議会等にお 15 公益的事業を行う団体	者、独力では住居の確保が困難な者等に対し 章がある状態の軽減又は悪化の防止に関する 所を支援する事業 貫 又は機器及び住環境に関する情報の収集・整 する事業 る人材の育成・確保に関する事業(社会福祉: 研究等 ないために社会福祉事業に含まれない事業 ・ピス事業、地域密着型サービス事業、介護子 から受託する事業	タン、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整 人、住居を提供又は確保する事業 心事業 必理・提供に関する事業 士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュ 予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス 手の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保	ェニケーション支援者等の養成事業等) ス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援	事業、介護老人保健施設、
	16 その他 (
	種類(番号を記載)	施設名·事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
収益事業					
	1 壮(の形女子7才料本)	- - - - - - - - - - - - - -			
2	1 法人の所有する不動産を 2 駐車場の経営				
9	3 公共的、公共的施設内の 4 その他 ()売店の経宮			
	4 CV/IE (
4		施設名·事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
4	種類(番号を記載)	施設名·事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
4		施設名·事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
その他の 事業	種類(番号を記載) 1 介護保険、障害福祉サー	-ビス等における低所得者の利用者負担減免		事業開始年月日	事業規模(定員)
その他の 事業 …	種類(番号を記載) 1 介護保険、障害福祉サー 2 地域の単身高齢者等を対			事業開始年月日	事業規模(定員)
その他の 事業 …	種類(番号を記載) 1 介護保険、障害福祉サー 2 地域の単身高齢者等を対 3 地域の単身高齢者等を対 4 災害時における各種支援	-ビス等における低所得者の利用者負担減免 対象とした見守り・配食サービス等の実施 対象とした各種相談事業の実施 受活動の実施	į.	事業開始年月日	事業規模(定員)
その他の 事業 2 2 2 8	種類(番号を記載) 1 介護保険、障害福祉サー 2 地域の単身高齢者等を対 3 地域の単身高齢者等を対 4 災害時における各種支援	ービス等における低所得者の利用者負担減免 対象とした見守り・配食サービス等の実施 対象とした各種相談事業の実施 受活動の実施 援活動の実施 1象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支払	į.	事業開始年月日	事業規模(定員)

							;	新										
Ⅲ組織	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	I THE	⊒															
	正貝	現	貝															
														,				
						親族	等特殊関係	者の有無		資	·格		施設整備又於	改 亡 十 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	戦員と兼務	里事報酬 の担会は:	: 炒七汁 \	理事
													運営と	密				수~
	役	:職	氏名	職業	任期		他の社		社会福	0.4J.tit			接に	理事	報売	41 m4 D	64	の出
						親族	△┤	その他	社会福 祉事業 の学識 経験者	地域の 福祉関 係者	施設長	その組	連する	業 酬・耶	損 埋事 酬の	報 職貝 み 与の	稲 み 支給が	制制を
理事						70407	、一法人の	C ->	の学識	係者	NO BAX	C 17 E	者	川給与	些 支統	計 支統) X/IH	- 数
							(文具		在歌名					ILX	沿口			
					~		*****							***************************************				
					~ ~ ~			etonomenomenomenomenomenomenomenomenomenom										
	v	***************************************	***************************************		~													
					~													
					~													
	定員	現	員	-														
		_																
											資格					監事	報酬	
								₩₩	諸表等を監	本1 但 2 孝	4							
															施設整			
															偏人は 運営と密			理事会
監事		氏名		職業	任	期			4	計等	1	社会福	地域の		接に関			への出
ш.т							1	公認会	0	の監査	17	业事業 の受識	福祉関	その他	連する業	支給あり	支給なし	席回数
								士、税 5	弁護士役	、経理で	その他に	経験者	係者		務を行う			
								埋士	厚	は 生 生					18			
										ग								
						·					************			***************************************			000000000000000000000000000000000000000	
					^	-												

									新												
	定員 現	員																			
						親族等特	寺殊関係	者の有無)	資格			施設備又	受整くは		福	議
評議員	氏名	職業		任期		親族	他の社 会福祉 法人の 役員	その他	理事親加	の 社会 社会 経過	会 事 学	地域の 福祉関 係者	地域の代表者	施設县	利用者 の家族 代表	i の その	運接は連務を者	整なと関業である。	との 職員	との務し	会の席数
				~																	
	***************************************			~ ~ ~ ~ ~																	
	***************************************			~																	
	***************************************			~ ~ ~ ~																	
	+	施設名		~ ~ 氏名		TE .	优任年月	H	法令等	こ定める資格	の有無										
施設長		ACRY- H		7VH		4	, 1 AL /4	Р													
職員	常勤専従	常勤兼務	類数	非常勤	算数																
法人本 施部																					
理事会	開催年月	月日 出	席者数 書	面出席者数 監事出	出席の有無								決議	事項							
											••••••	VI	-14-de								
評議員	開催年月	月日 出	常者数 監	事出席の有無								决	議事項								
会					In the state	- I											-1 V-1				
監事監 査		月日	監査者	監査	報告の有無	K			指揮	事項							改善事	項			

				新				
Ⅳ 資産管理							平成	三3月31日現在
						担保提供の状況		
不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無
+								
基地								
財産								
進地								
用 ² 助								
産建								
W		***************************************	***************************************					
<u>*</u> ±		•						
事 地								
用建							***	
産物		***************************************					***************************************	
		***************************************	one concentration of the contentration of the conte	3 000000000000000000000000000000000000	50 (COMMON COMMON COMMO			
事地		***************************************	***************************************					
用建								

i						亲	π				
V Z O)他								平成	年4月1日現在	
	Ť	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果	
インターオ	₹ 7}										
広報	誌										
情新	H										
報			前々年度の財務諸家	長)財務諸表			
公	4	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書		対照表		支計算書	事業活動計算書		
開		3.旧小灬公	只业小人们并自	(事業活動収支計算書)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定	*)
1/9-3											
広報新聞	話										
机		4.7	产盐	₩.A	左 曲		左曲	##A	た曲	4. 77	左 曲
	1	<u>F成</u>	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度 年度
ы			費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)
外線結											
部監部	五										
監 税理 査 その	II Uh										
且での	10										
指摘事	頓										
	+			4.17		F	F	4.10	k ik		
		受審	施設•事業所名	平成		年度 平成	年度	平成	年度		
第二者	<u> </u>				費用(千)	4)	費用(千円)		費用(千円)		
評価											
h I Imi											
										平成	年3月31日現在
				指定介護	養老人	Λ ±# +r ι I⊓ h+					
準拠し	て社会	:福祉法人 社	上会福祉法人 42.78	温和源 福祉施設	数等会 訪問看護会	計• 介護老人保健		사까시키 中衛 岸岭	・人引張山 人来人き	1 井/市	7 0/14
いる会	計新	会計基準	旧会計基準	規程準則 計処理等	等取扱 経理準度	加取云计"在四	型 授座会計基準 F	枕牙会計基準 抦院	会計準則 企業会計		その他
基準				指導技		準則					
										· · ·	

		新				
平成	年度の法	人の経営	状況(総括	表)		
法人単位の資金収支の状況 項目 金額(千円) (1)事業活動資金収支差額 ①事業活動収入 ・介護報酬等の公費(※)・利用者負担金(※)・その他収入 ②事業活動支出・事業費支出・事業費支出・事業費支出・利用者負担軽減額・その他支出 (2)施設整備等資金収支差額 ①施設整備等収入・施設整備補助金等の公費・その他収入 (2)施設整備等支出 ・多の他の活動支出・多の公費・その他の活動支出・多の他の活動支出・多の他の活動支出・多の他の活動支出・当期末資金収支差額前期末支払資金残高 (※)医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。) (※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。 ・積立金の状況	2. 法人単位の事業活項目 (1)サービス活動物収益②サービス活動動費用減量車件が受ける。 (2)サービス活動動物が変換が変換が変換が変換が変換が変換が変換が変換が変換が変換が変換が変換が変換が	差額		(1)資産の部 ①流動資 ②固定資 (2)負債の部 ①流動負 ②固定負 (3)純資産の 減価償却累	3 全 至 音 責 責	金額(千円)
貸借対照表上の積	本年度末時点 の積立金額	画の右 関	立目標額	;	施設整備の場合	
立金の勘定科目 (根が日的)	(千円)	無 無	整備	事由 整備時期	整備対象施設名	3
- 関連当事者との取引の内容 種類 法人等の名称 住所	資産総 額(千 円) は職業 F	議決権の 円有割合 役員	関係内容 関係の兼務等 事事	乗上の関係	取引金 額(千 科目 円)	期末残高(千円)
. 地域の福祉ニーズへの対応状況						
	事業概要			実施の有無	事業開始年度本年度	支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用						
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス						
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施						
4 火告時におりる合性又振冶動の美施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供	等の生活支援の実施					
	(40) 工门入顶00 人池					
7 その他 ()		
, (注)「本年度支出額」については、当該事業に対す				/		
)		

利

記載要領

1. 共通事項

- ・セルが橙色となっている項目については、プルダウン方式としていることから、自由に 記載することなく、該当するリストの中から選択すること。
- ・法人ホームページや所轄庁ホームページ等において公表する場合は、代表者の年齢や住所の個人情報のほか、母子生活支援施設や婦人保護施設など施設所在地を公表することにより、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある事項については、公表する際には、「非公表」とされた事項を空欄とした上で公表すること。

2. 個別事項

I 基本情報

- ・「所轄庁」欄は、各年4月1日現在における貴法人の所轄庁を「国」・「都道府県」・ 「市」のうちから選択すること。
- 「代表者」欄の「年齢」及び「住所」について、公表することにより個人の安全に支障を来す恐れがある場合には、「公表/非公表」欄のプルダウンより「非公表」を選択した上で、「年齢」及び「住所」を記載し所轄庁へ提出すること。
- 「代表者」欄の「年齢」及び「住所」について、「非公表」とした場合には、法人又は 所轄庁において「年齢」及び「住所」を空欄とした上で公表すること。
- 「就任年月日」は、「重任」ではなく、「当初」の就任年月日を記載すること。

Ⅱ事業

- 「事業」について、実施する事業が多岐にわたることにより、行が不足する場合は、適 宜、行を挿入すること。
- 「事業」欄は、プルダウンにより示される該当事業を選択すること。
- 「所在地」欄について、公表することにより利用者の安全に支障を来す恐れがある場合には、「公表/非公表」欄のプルダウンより「非公表」を選択した上で、「所在地」を記載し所轄庁へ提出すること。
- 「所在地」欄について、「非公表」とした場合には、法人又は所轄庁において「所在地」 を空欄とした上で公表すること。
- ・「障害者福祉」のうち新体系に移行した事業は、移行前の当初の事業開始年月日を記載すること。
- ・「実施形態」のうち「各分野の事業が同一施設(敷地)で実施」欄については、児童福祉・老人福祉・児童福祉それぞれの分野の事業が、同一の建物又は敷地で実施している場合には、「〇」を選択すること。

IΒ

- 「実施形態」のうち「全ての事業が同一施設(敷地)で実施」欄については、記載している全ての社会福祉事業が、同一の建物又は敷地で実施している場合には、「〇」を選択すること。
- 「公益事業」、「収益事業」、「その他の事業」のうち、「種類(番号)」欄は、それ ぞれ該当する番号を選択すること。
- 「その他の事業」のうち、「5. 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事の 提供等の実施」における「貧困・生活困窮者等」には、生計困難者やそれに準ずる者に 対するもの、「住宅の斡旋、食事の提供等」には、これら例示に限定するものではなく、 対象となる者へ実施している現物給付など幅広い支援を含むものであること。
- 「種類(番号を記載)」欄において、「その他」を選択した場合は、必ずカッコ内に事業内容を記載すること。

Ⅲ 組織

- 「理事」、「監事」、「評議員」、「施設長」について、記載する人数が多数となり、 行が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。
- ・「理事会」、「評議員会」、「監事監査」について、開催回数及び監査回数が多数のため、行が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。
- 「任期」欄について、重任している場合は、直近の任期を記載すること。
- 「資格」のうち、「社会福祉事業の学識経験者」及び「地域福祉の関係者」とは、「社会福祉法人の認可について(厚生労働省通知)」中、社会福祉法人審査要領第3(1)及び(2)に規定する者が該当すること。
- 「資格」欄について、該当する欄がない場合は、「その他」欄の「〇」を選択すること。
- 「理事報酬」及び「監事報酬」には、理事会等への出席に伴う旅費は含まないこと。
- 「理事報酬」欄について、理事専任の場合であって、理事報酬を支給している場合には、 「理事報酬のみ支給」欄に「〇」を選択すること。理事専任の場合であって、理事報酬 を支給していない場合は、「支給なし」に「〇」を選択すること。職員を兼務している 理事の場合には、該当する項目に「〇」を選択すること。
- •「理事会及び評議員会への出席回数」欄は、現に出席した回数(書面による出席を除く。) を記入すること。
- 「施設長」のうち、「法令等に定める資格の有無」欄には、各法における最低基準や「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について(厚生労働省通知)」における資格の有無を選択すること。
- ・「職員」欄における「常勤専従」とは、施設等が定めた常勤の従事者が勤務すべき時間数 (「施設等の勤務時間数」)の全てを勤務している者で、施設等内の他の職務及び併設施設 等の他の職務に従事しない者をいう。
- 「職員」欄における「常勤兼務」とは、施設等の勤務時間数の全てを勤務している者で、

旧

施設等内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者をいう。

- 「職員」欄における「非常勤」とは、常勤以外の従事者をいう。
- 「職員」欄における「換算数」とは、兼務している常勤者(当該施設等において定められている勤務時間のすべてを勤務している者)及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第1位で四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。
- ・「理事会」のうち、「出席者数」欄には書面出席者は含めて記載し、書面出席者は「書面出席者数」に再掲すること。
- 「理事会」のうち、「決議事項」欄について、理事長の専決事項に係る理事会への報告 については、記載する必要はないこと。
- 「監事監査」のうち、「監査者」欄には、監事氏名を記載すること。

Ⅳ 資産管理

- 「IV 資産管理」欄については、前年度末(各年3月31日現在)における不動産の所有 状況を記載すること。
- ・土地及び建物は、一筆・一棟ごと記載すること。
- 自己所有のみを記載し、借地及び借家は記載しないこと。
- 所有する不動産が多数のため、行が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。
- 「評価額」欄は、帳簿価格を記載すること。ただし、担保提供している不動産については、担保提供時の評価額を記入すること。
- 「担保提供の状況」のうち、「借入先」欄は、プルダウンにより示される「(独)福祉 医療機構」・「民間金融機関」・「その他」のいずれかを選択すること。

V その他

- 「情報公開」欄のうち「定款」から「苦情処理結果」までの項目については、4月1日 現在の状況を選択すること。「財務諸表」については、プルダウンにより示される該当 項目からいずれかを選択すること。
- •「情報公開」のうち「インターネット」欄は、プルダウンにより示される「法人HP」・「所轄庁HP」・「関係団体HP」・「その他方法」・「公表していない」のいずれかを選択すること。
- ・社会福祉法人会計基準以外の会計基準を適用する法人においては、「情報公開」のうち、 「資金収支計算書」及び「事業活動計算書(事業活動収支計算書)」欄には、それぞれ に相当する書類の公開状況を記載すること。
- 「外部監査」欄については、「社会福祉法人の認可について(厚生労働省通知)」に 規定する「財産状況等の監査」を指し、具体的には、①公認会計士法に基づき公認会計 士又は監査法人が行う財務諸表の監査、②公認会計士又は監査法人、税理士その他の会

計に関する専門家が行う会計管理体制に整備状況の点検等、③財産状況以外事項(法人の組織運営・事業等)の監査が含まれるものであること。

- 「外部監査」欄については、外部監査を受けた5か年分を記載するのではなく、直近5 か年分の状況を記載すること。
- 「外部監査」のうち「費用(千円)」欄は、当該年度に外部監査者に対して支払った費用を記載すること。
- 「第三者評価」欄については、受審施設が多数となることにより、行が不足する場合は、 適宜、行を挿入すること。
- 「第三者評価」欄については、受審した3か年分を記載するのではなく、直近3か年分の状況を記載すること。
- ・「第三者評価」のうち「費用(千円)」欄は、当該年度に第三者評価機関に対して支払った費用を記載すること。
- 「準拠している会計基準」欄については、添付書類である前年度の貸借対照表及び収支 計算書を作成した際に適用した会計基準として該当する項目のプルダウンから「〇」を 選択し、適用する会計基準が複数ある場合は、該当欄全てに「〇」を選択すること。
- 「準拠している会計基準」のうち「その他」を選択する場合には、具体的な会計基準を 記載すること。

3. 平成〇年度の法人の経営状況(総括表)

- •「1. 法人単位の資金収支の状況」、「2. 法人単位の事業活動の状況」、「3. 法人単位の資産等の状況」については、社会福祉法人新会計基準を適用している法人についてのみ記載すること。
- 「1. 法人単位の資金収支の状況」、「2. 法人単位の事業活動の状況」「3. 法人単位の資産等の状況」については、社会福祉法人新会計基準に基づき作成している貸借対照表及び収支計算書から転記すること。
- 「介護報酬等の公費」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づく、拠点区分資金収支計算書 (第1号の4様式)における以下の勘定科目の金額を記載すること。

大区分	中区分	小区分
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入、利用者負担金収
		入(公費)
	居宅介護料収入	介護報酬収入、介護予防報酬収
		入、介護負担金収入(公費)、

	新	
		介護予防負担金収入(公費)
		介護報酬収入、介護予防報酬収
		入、介護負担金収入(公費)、
		介護予防負担金収入(公費)
		居宅介護支援介護料収入、介護
		予防支援介護料収入
	————————————————————— 利用者等利用料収入	食費収入(公費)、居住費収入
		(公費)
	その他の事業収入	補助金事業収入、市町村特別事
		業収入、受託事業収入
老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入、事業費収入
	運営事業収入	管理費収入、補助金事業収入
	その他の事業収入	管理費収入
児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入、事業費収入
	その他の事業収入	補助金事業収入、受託事業収入
保育事業収入	保育所運営費収入	_
	その他の事業収入	補助金事業収入、受託事業収入
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入、特例介護給付
		費収入、訓練等給付費収入、特
		例訓練等給付費収入、地域相談
		支援給付費収入、特例地域相談
		支援給付費収入、計画相談支援
		給付費収入、特例計画相談支援
		給付費収入
	障害児施設給付費収入	障害児通所給付費収入、特例障
		害児通所給付費収入、障害児入
		所給付費収入、障害児相談支援
		給付費収入、特例障害児相談支
		援給付費収入
	補足給付費収入	特定障害者特別給付費収入、特
		例特定障害者特別給付費収入、
		特定入所障害児食費等給付費収
		λ
	その他の事業収入	補助金事業収入、受託事業収入
生活保護事業収入	措置費収入	事務費収入、事業費収入

補助金事業収入、受託事業収入

旧

• 「利用者負担金収入」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づく、拠点区分資金収支計算書 (第1号の4様式)における以下の勘定科目の合計金額を記載すること。

その他の事業収入

〇〇事業収入

新

大区分	中区分	小区分
介護保険事業収入	施設介護料収入	利用者負担金収入(一般)
	居宅介護料収入	介護負担金収入(一般)、介護
		予防負担金収入(一般)
	地域密着型介護料収入	介護負担金収入(一般)、介護
		予防負担金収入(一般)
	利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入、居宅
		介護サービス利用料収入、地域
		密着型介護サービス利用料収
		入、食費収入(一般)、居住費
		収入(一般)、その他の利用料
		収入
老人福祉事業収入	措置事業収入	その他の利用料収入
	運営事業収入	その他の利用料収入
	その他の事業収入	その他の利用料収入
児童福祉事業収入	私的契約利用料収入	_
保育事業収入	私的契約利用料収入	_
	私立認定保育所利用料収入	_
障害福祉サービス等事業収入	利用者負担金収入	_
生活保護事業収入	利用者負担金収入	_

• 「人件費支出」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づく、拠点区分資金収支計算書(第1号の4様式)における以下の勘定科目の合計金額を記載すること。

大区分	中区分	小区分
人件費支出	役員報酬支出、職員給料支	_
	出、職員賞与支出、非常勤	
	職員給与支出、派遣職員費	
	支出、退職給付支出、法定	
	福利費支出	

• 「事業費支出」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づく、拠点区分資金収支計算書(第1号の4様式)における以下の勘定科目の合計金額を記載すること。

大区分	中区分	小区分
事業費支出	給食費支出、介護用品費支	_
	出、医薬品費支出、診療・	
	療養等材料費支出、保健衛	
	生費支出、医療費支出、被	
	服費支出、教養娯楽費支出、	
	日用品費支出、保育材料費	
	支出、本人支給金支出、水	
	道光熱費支出、燃料費支出、	
	消耗器具備品費支出、保険	
	料支出、賃借料支出、教育	
	指導費支出、就職支度費支	
	出、葬祭費支出、車輌費支	
	出、管理費返還支出、〇〇	
	費支出、雑支出	

• 「利用者負担軽減額」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づく、拠点区分資金収支計算書 (第1号の4様式)における以下の勘定科目の合計金額を記載すること。

大区分	中区分	小区分
利用者負担軽減額	_	_

• 「施設整備補助金等の公費」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づく、拠点区分資金収支計算書(第1号の4様式)における以下の勘定科目の合計金額を記載すること。

大区分	中区分	小区分
施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入、設	_
	備資金借入金元金償還補助	
	金収入	

• 「2. 法人単位の事業活動の状況」のうち、「減価償却費」及び「国庫補助金等特別積立金取崩額」欄は、社会福祉法人新会計基準に基づく事業活動計算書(第2号の1様式)における「減価償却費」及び「国庫補助金等特別積立金取崩額」を転記すること。また、「その他サービス活動費用」には、「サービス活動費用」から「減価償却費」及び「国庫補助金等特別積立金取崩額」を除いた金額を記載すること。

旧

- 「3. 法人単位の資産等の状況」のうち、「減価償却累計額」欄は、「社会福祉法人会計基準の制定について(社会福祉法人新会計基準)」の「社会福祉法人会計基準注解」中、「財務諸表に対する注記(法人全体用)」の「9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」における「減価償却累計額の合計欄に記載した金額」を転記すること。
- •「1. 法人単位の資金収支の状況」、「2. 法人単位の事業活動の状況」、「3. 法人単位の資産等の状況」について、端数処理により、合計が一致しないことも可とすること。
- 「4. 積立金の状況」について、積立金の種類が多く、行が不足する場合は、適宜、行を挿入すること。
- 「4. 積立金の状況」のうち、「積立計画の有無」欄については、法人において明確に 積立計画を策定している場合に限り「〇」を記載すること。
- 「4. 積立金の状況」欄については、適用する会計基準の種類に関わらず、記載可能な 範囲で記載すること。
- ・「5. 関連当事者との取引の内容」欄への記載対象となる「関連当事者」とは、
- ① 当該社会福祉法人の役員及びその近親者
- ② ①に該当する者が議決権の過半数を有している法人

が該当し、これらの者との年間 1,000 万円以上の取引について記載すること。本項目は、 社会福祉法人新会計基準に基づき財務諸表に注記することとなっているため、当該注記を 転記すること。注記の記載方法は、「社会福祉法人会計基準の制定について(社会福祉法 人新会計基準)」における「社会福祉法人会計基準注解」及び「社会福祉法人会計基準の 運用上の取扱い等について」を参照のこと。

- 「5. 関連当事者との取引の内容」欄については、社会福祉法人新会計基準以外の会計 基準を適用する法人については、記載可能な範囲で記載すること。
- 「6. 地域の福祉ニーズへの対応状況」については、貴法人において対応しているものがあれば、「実施の有無」欄のプルダウンにより「〇」を選択すること。
- 「6. 地域の福祉ニーズへの対応状況」のうち、「5. 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事の提供等の実施」における「貧困・生活困窮者等」には、生計困難者やそれに準ずる者に対するもの、「住宅の斡旋、食事の提供等」には、これら例示に限定するものではなく、対象となる者へ実施している現物給付など幅広い支援を含むものであること。
- 「6. 地域の福祉ニーズへの対応状況」欄において、その他を選択する場合は、必ずカッコ内に具体的な事業内容を記載すること。
- •「6. 地域の福祉ニーズへの対応状況」のうち「本年度支出額」については、金額の多寡を見る趣旨ではなく、貴法人において金銭の支出がある場合であって、費用が明らかな場合には金額を記載し、費用が不明又は算定出来ない場合については、「一」を記載するこ

新	IΒ
と。 • 「6. 地域の福祉ニーズへの対応状況」欄については、適用する会計基準の種類に関わらず、記載可能な範囲で記載すること。	

別紙2 社会福祉法人定款準則

(決算)

第一八条 <u>この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書</u>は、毎会計年度終 了後二月以内に理事長において作成し、<u>監事の監査を経てから、理事会の認定を得なけれ</u> ばならない。

新

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要 な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。 (備者)

現況報告書及び添付書類である貸借対照表及び収支計算書については、インターネットを活用し、公表しなければならないこと。また、その他の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

別紙2 社会福祉法人定款準則

(決算)

第一八条 <u>この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書</u>は、毎会計年度終 了後二月以内に理事長において作成し、<u>監事の監査を経てから、理事会の認定を得なけれ</u> ばならない。

IΒ

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。 (備考)

法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への広告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。